



*** 太郎ご利用の皆様へ（相談室よりお知らせ） ***



日頃は太郎の運営にご理解・ご協力を頂きまして、ありがとうございます。
少しずつ春めいてまいりました。花粉症の方にはつらい季節になってまいります。
また、新年度を控え、ご多忙なことと存じます。ご家族の皆様におかれましては、ご自愛くださいませ。
さて、下記の通りお伝えしたい事項がございますので、ご確認ください。ご不明な点がございましたら、相談室あてにお問い合わせ下さい。

記

①春の行事について（報告とお知らせ）

「ひな祭り」にあわせて、3階テイルームや5階リハビリ室にも段飾りのひな人形などを飾りました。3/2（土）の昼食には、華やかなちらし寿司、茶碗蒸し、三色ババロアをメインとした「雛祭り特別食」をお出しいたしました。

桜の季節も近づいています。5階リハビリ室には、春の装飾をしております。少しでも春の雰囲気になることを願っております。

今後の行事の予定については、現在の状況から大変残念ながら未定となっております。予定が立ちましたら、随時お知らせいたします。

②利用料の改定について（お願い）

来る4月1日に、介護保険の介護報酬体系が改正されます。この改正は法令改正として3年に1回実施されるものです。今回の介護報酬改定では、地域での医療と介護の連携、感染症や災害時での対応、重度化防止にむけたチームアプローチ（多職種連携）、リハビリ・口腔ケア・栄養管理等の取り組み、そして介護サービス質向上に向けた介護職員をはじめとする処遇改善、などの項目の強化をねらいとして行われます。

老健太郎では「老健入所」「短期入所（ショートステイ）」「通所リハビリ（デイケア）」「訪問リハビリ」、すべてのサービスについて、単位数の変更、新たな算定項目等の追加が行われます。

国（厚生労働省）の提示スケジュールでは、「入所」と「短期入所」の改定は4月に、「デイケア（通所リハビリ）」と「訪問リハビリ」の改定は6月に、それぞれ行われる予定です。また、「入所」と「短期入所」の居住費（滞在費）についての見直しが8月に行われる予定です。太郎でも順次対応してまいります。

4月利用料の5月請求分以降、利用の皆様方の利用料金等に変更が生じる予定です（改定翌月の請求分に反映されます）。利用回数、負担割合、ご本人の要介護度等により負担額が異なります（要介護3の入所の方・自己負担割合1割の方で、4月以降+1800円、8月以降+3600円程度の見込みです）。

新しい「重要事項説明書」および「利用明細書」をあらためてご確認ください。重要事項説明書は、ホームページにも掲載予定です。変更の〇詳細は次月お知らせいたします。料金体系のことでご不明な点等があれば、太郎事務室・相談室までお気軽にお問い合わせください。

ご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※裏面に続きます。

③感染症の蔓延（まんえん）予防について（再掲）

老健太郎では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザを含めた感染症の予防対応を継続しております。症状のある方がいる場合等、医師の指示でフロア間移動制限等を行うことがあります。新規ご入所（デイケア利用者の方の新規の短期入所や長期入所含む）や、病院への入院等の後の再入所の際は、入所・再入所前、事前にPCR検査等を行っていただくことがあります。

また、面会や洗濯物引取り等で太郎入館の際は、引き続きマスクの着用のご配慮をよろしくお願いいたします。事情ご理解の上、ご承知いただきますようお願いいたします。

④医療費控除について

老健太郎のサービス（介護老人保健施設、短期入所、通所リハビリテーション）をご利用の方は、確定申告の際、サービス自己負担額について、一定額の所得控除（医療費控除）の対象となります。領収証等を用いて申告できます。申告予定の方は、領収証の保管をお願いいたします。

詳しくは事務室までお問い合わせください。

⑤利用料のお支払いについて：振込も可能です（再掲）

太郎利用料のお支払いについて、1階事務室で直接お支払いいただくこともできますが、銀行口座【三菱UFJ銀行八王子中央支店／普通 1398721／老健口医療法人社団 充会 理事長 吉岡 充】にお振込みいただけます。「利用者ご本人のお名前」でご登録いただくと幸いです。なお、振込手数料についてはご負担くださいますようお願い申し上げます。

⑥ご家族との面談およびケアプランの提示について（※長期入所のご家族の皆様へ）

介護老人保健施設は、ご本人様の身体・精神状況をふまえて、およそ3か月毎にサービス内容を見直すことが義務づけられております。各専門職スタッフによるケアカンファレンス（会議）で策定した「サービス計画書（ケアプラン）」や「リハビリ実施計画書」「栄養ケア計画書」の提示を、利用者ご本人やご家族に行います。

また、施設の役割として、3ヶ月を一区切りの入所期間とし在宅復帰の支援が原則となっておりますので、今後の療養や介護についての方針を、一緒に考えて参りたいと存じます。在宅生活の準備（ケアマネジャーとの連絡調整等）、施設ケア継続の手続（他施設や病院等の情報提供、申請・書類作成等）もお手伝い致します。

つきましては、現在のご本人様の生活の状況を報告しつつ、今後の介護方針等についてのご家族との面談を電話等で行います。1・4・7・10 月入所開始の方は、相談室あてに電話でご一報頂けると助かります。

ご不便おかけして申し訳ございません。ご理解を宜しくお願い致します。

以上

介護老人保健施設 太郎 相談室

